

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、お客さまや地域社会からの信頼にお応えするため、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うことを基本方針といたしております。

### 1. 期末配当に関する事項

上記の方針のもと、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当行普通株式1株につき金23円とし、配当総額は2,792,330,755円といたしたいと存じます。  
また、中間配当金として19円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき42円となり、前期の30円と比較して12円の増配となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月25日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

経営環境の変化に対応した株主還元等の機動的な資本政策の実現を可能とするため、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目とその額  
別途積立金 30,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 30,000,000,000円

# 定款一部変更の件

## 1. 提案理由

- (1) 当行は、コーポレートガバナンスの更なる強化を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当行定款につきまして、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に定める責任限定契約締結に関する規定の一部変更を行うものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております（変更案第29条）。

## 2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本總會終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示しています）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条 当銀行は、株主總會および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当銀行は、株主總會および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条（条文省略）	第6条～第12条（現行どおり）

第3章 株主総会

第13条～第18条 (条文省略)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当銀行の取締役は、15名以内とする。  
(新設)

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 (条文省略)

3 (条文省略)

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

第22条～第23条 (条文省略)

第3章 株主総会

第13条～第18条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当銀行の取締役は、20名以内とする。  
2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

(任期)

第21条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第22条～第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (条文省略)

(新設)

第26条 (条文省略)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))との責任限定契約)

第29条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

## (員数)

第29条 当銀行の監査役は、5名以内とする。

## (選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## (任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## (常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## (監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

## (監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第5章 監査等委員会

## (削除)

## (削除)

## (削除)

## (常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

## (監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

## (監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(削除)

(社外監査役との責任限定契約)

第36条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(削除)

第6章 計算

第37条～第40条 (条文省略)

第6章 計算

第33条～第36条 (現行どおり)

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	熊谷 俊行 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役会長
2	藤田 剛 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役頭取（代表取締役）
3	藤崎 一男 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役専務執行役員（代表取締役）
4	山崎 資郎 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員
5	深山 孝夫 <span style="background-color: #add8e6; padding: 2px;">新任</span>	常務執行役員
6	笹川 証 <span style="background-color: #add8e6; padding: 2px;">新任</span>	常務執行役員
7	上西 京一郎 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px;">独立</span>	取締役（社外取締役）
8	三枝 紀生 <span style="background-color: #add8e6; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px;">独立</span>	—
9	山本 二雄 <span style="background-color: #add8e6; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px;">独立</span>	—

**再任**

再任取締役候補者

**新任**

新任取締役候補者

**社外**

社外取締役候補者

**独立**

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

## 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者



候補者番号 くまがい としゆき

**1 熊谷 俊行** (1957年11月25日生)

再任

所有する当行の **略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)**

株式数	1981年 5月	当行入行
<b>85,000株</b>	2009年 6月	同取締役経営企画部長
	2012年 6月	同常務取締役経営企画部長
	2014年 6月	同専務取締役
	2016年 6月	同取締役頭取
	2025年 6月	同取締役会長(現任)

### 取締役候補者とした理由

浦安支店長、経営企画部長等を歴任したほか、2016年6月より取締役頭取を、2025年6月からは取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 ふじた ごう

**2 藤田 剛** (1968年2月5日生)

再任

所有する当行の **略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)**

株式数	1991年 5月	当行入行
<b>20,600株</b>	2016年 6月	同市川支店長
	2018年 6月	同経営企画部長
	2020年 6月	同執行役員経営企画部長
	2022年 6月	同常務執行役員
	2024年 6月	同取締役専務執行役員
	2025年 6月	同取締役頭取(現任) 監査部担当

### 取締役候補者とした理由

市川支店長、経営企画部長、常務執行役員等を歴任したほか、2024年6月より取締役専務執行役員を、2025年6月からは取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 ふじさき かず お

## 3 藤崎 一男 (1963年7月21日生)

再任

所有する当行の 株式数	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)	
20,600株	1986年 5月	当行入行
	2014年 6月	同経営企画部長兼経営企画グループリーダー
	2016年 6月	同執行役員総務部長
	2019年 6月	同常務執行役員
	2020年 6月	同取締役常務執行役員
	2025年 6月	同取締役専務執行役員(現任) リスク管理部、総務部、資産査定室担当

### 取締役候補者とした理由

経営企画部長、執行役員総務部長、常務執行役員等を歴任したほか、2020年6月より取締役常務執行役員を、2025年6月からは取締役専務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 やまざき しろう

## 4 山崎 資郎 (1968年11月17日生)

再任

所有する当行の 株式数	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)	
14,700株	1992年 5月	当行入行
	2010年 4月	同東京支店副支店長
	2018年 6月	同市川支店長
	2021年 6月	同執行役員本店営業部長
	2023年 6月	同常務執行役員営業統括部長
	2024年 6月	同取締役常務執行役員営業統括部長
	2024年10月	同取締役常務執行役員(現任) 営業統括部、法人営業部、個人営業部、地域共創部担当

### 取締役候補者とした理由

市川支店長、執行役員本店営業部長、常務執行役員営業統括部長等を歴任したほか、2024年6月より取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 み や ま た か お

## 5 深山 孝夫 (1970年1月28日生)

新任

所有する当行の 略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)

株式数	1993年 5月	当行入行
10,800株	2011年 6月	同監査部検査役
	2020年 6月	同木更津支店長
	2022年 6月	同執行役員経営企画部長
	2024年 6月	同常務執行役員経営企画部長
	2025年 6月	同常務執行役員(現任)
		経営企画部、秘書室、東京事務所担当

### 取締役候補者とした理由

木更津支店長、執行役員経営企画部長、常務執行役員等を歴任し培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としたしました。



候補者番号 さ さ が わ あ き ら

## 6 笹川 証 (1971年2月22日生)

新任

所有する当行の 略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)

株式数	1993年 5月	当行入行
12,000株	2011年 9月	同印西牧の原支店長
	2014年10月	同沼南支店長
	2019年 6月	同資金証券部長
	2022年 6月	同執行役員資金証券部長
	2024年 6月	同常務執行役員(現任)
		営業企画部、事務統括部、デジタルビジネス推進部担当

### 取締役候補者とした理由

沼南支店長、執行役員資金証券部長、常務執行役員等を歴任し培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としたしました。



候補者番号 うえにし きょういちろう

**7** 上西京一郎

(1958年1月15日生)

再任

社外

独立

所有する当行の

株式数  
0株

略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)

1980年 4月	株式会社オリエンタルランド入社
2001年 5月	同総務部秘書役
2003年 5月	同総務部長
2003年 6月	同取締役総務部長
2005年 5月	同取締役執行役員総務部長
2006年 4月	同取締役執行役員
2008年 4月	同取締役執行役員経営戦略本部長
2009年 4月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員
2013年 4月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員 経営戦略本部長・テーマパーク統括本部長
2013年10月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員 経営戦略本部長
2014年 4月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員
2021年 6月	同特別顧問(現任)
2022年 4月	株式会社みずほ銀行社外取締役 (監査等委員)(現任)
2022年 6月	当行社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)  
株式会社オリエンタルランド特別顧問  
株式会社みずほ銀行社外取締役(監査等委員)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

株式会社オリエンタルランドの代表取締役社長兼COO社長執行役員等を歴任し、企業経営者として長年培ってきた豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しており、中長期的な経営戦略やお客様本位の業務運営について有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して社外取締役候補者いたしました。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

### 独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が代表取締役社長兼COO社長執行役員を務めておられた株式会社オリエンタルランドと当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同社へ店舗賃借料等の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。



候補者番号 さいぐさ のり お

**8 三枝 紀生** (1949年2月11日生)

新任

社外

独立

所有する当行の **略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)**

株式数  
0株

1971年 4月	京成電鉄株式会社入社
1999年 7月	同人事部付部長
2004年 6月	同取締役鉄道本部運輸部長
2005年 6月	同取締役鉄道副本部長兼運輸部長
2006年 6月	同常務取締役鉄道本部長
2008年 6月	同代表取締役専務取締役鉄道本部長
2010年 6月	同代表取締役副社長
2011年 6月	同代表取締役社長
2017年 6月	同代表取締役会長
2020年 6月	株式会社オリエンタルランド社外監査役(現任)
2021年 6月	京成電鉄株式会社相談役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社オリエンタルランド社外監査役  
京成電鉄株式会社相談役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

京成電鉄株式会社の代表取締役社長、代表取締役会長等を歴任し、企業経営者として長年培ってきた豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しており、中長期的な経営戦略や地域経済の持続的成長について有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して社外取締役候補者いたしました。

### 独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が代表取締役会長を務めておられた京成電鉄株式会社と当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同社へ店舗賃借料の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではございません。



候補者番号 やまもと つぎ お

**9 山本 二雄** (1959年8月27日生)

新任

社外

独立

所有する当行の  
株式数  
0株

**略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)**

1978年 3月	株式会社日立製作所入社
2015年 4月	同情報・通信システムグループ情報・通信システム社 システム&サービス部門COO
2015年 4月	Hitachi eBworx Sdn.Bhd. 取締役会長
2015年 4月	日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社 取締役(現 日立チャンネルソリューションズ株式会社)
2016年 4月	株式会社日立製作所 金融ビジネスユニットCEO兼公共ビジネスユニットCEO
2017年 4月	同執行役常務 金融ビジネスユニットCEO
2017年 4月	Hitachi Payment Services Pvt.Ltd. 取締役会長
2021年 4月	株式会社日立ソリューションズ代表取締役取締役社長
2025年 4月	同相談役
2026年 4月	同名誉相談役(現任)

**(重要な兼職の状況)**

株式会社日立ソリューションズ名誉相談役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

株式会社日立製作所の執行役常務や株式会社日立ソリューションズの代表取締役取締役社長を歴任し、企業経営者として長年培ってきた豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しており、中長期的な経営戦略やIT戦略・デジタル分野への取り組みについて有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して社外取締役候補者としたしました。

**独立性について**

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が執行役常務を務めておられた株式会社日立製作所と当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同社へシステム関連の支払いがあります。また、代表取締役取締役社長を務めておられた株式会社日立ソリューションズと当行の間には預金取引があり、当行から同社へシステム関連の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上西京一郎、三枝紀生及び山本二雄の3氏は社外取締役候補者であります。なお当行は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 取締役候補者の責任限定契約について  
上西京一郎、三枝紀生及び山本二雄の3氏が選任された場合、当行は3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
※当行は本総会にて第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員会設置会社へ移行した際は、役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役及び執行役員となります。
5. 三枝紀生氏が2023年5月まで社外監査役をつとめていた株式会社京成水戸百貨店では、同氏が在任中の2020年4月から2022年10月の期間において、雇用調整助成金等を不正受給する事案がありました。同氏は、平素より、同社取締役会等で法令等遵守の視点に立った意見・提言を行ってまいりました。また、当該事案の判明後は、調査チームによる調査を監視するとともに逐次報告を受けるなど、その職責を果たしております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位
1	稗田 一 浩	新任	監査役
2	尾池 伸 一	新任	監査役
3	岩原 淳 一	新任 社外 独立	監査役（社外監査役）
4	戸部 知 子	新任 社外 独立	取締役（社外取締役）
5	田村 麻理子	新任 社外 独立	—
6	向畑 留美子	新任 社外 独立	—

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

## 監査等委員である取締役候補者



候補者番号 ひえだ かずひろ

**1 稗田 一浩** (1961年2月27日生)

新任

所有する当行の株式数	<b>18,800株</b>	<b>略歴、当行における地位(重要な兼職の状況)</b>
		1984年 5月 当行入行
		2011年 6月 同本町支店長
		2013年 6月 同個人融資部長
		2014年 6月 同監査部長
		2018年 6月 同リスク管理部長
		2020年 6月 同常勤監査役(現任)

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

個人融資部長、監査部長、リスク管理部長等を歴任したほか、2020年6月より常勤監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。その知識と経験を引き続き当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して監査等委員である取締役候補者いたしました。



候補者番号 おいけ しんいち

**2 尾池 伸一** (1963年4月26日生)

新任

所有する当行の株式数	<b>12,000株</b>	<b>略歴、当行における地位(重要な兼職の状況)</b>
		1987年 5月 当行入行
		2007年 2月 同茂原緑ヶ丘支店長
		2013年 6月 同木更津支店長
		2015年 6月 同実籾支店長
		2017年 6月 同柏支店長
		2018年 6月 同監査部長
		2022年 6月 同常勤監査役(現任)

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

実籾支店長、柏支店長、監査部長等を歴任したほか、2022年6月より常勤監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。その知識と経験を引き続き当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して監査等委員である取締役候補者いたしました。



候補者番号 いわはら じゅんいち

**3 岩原 淳一** (1946年9月20日生)

新任

社外

独立

所有する当行の株式数	略歴、当行における地位(重要な兼職の状況)	
0株	1969年 9月	宮坂公認会計士事務所入所
	1970年 4月	監査法人第一監査事務所 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) 入所
	1973年 4月	公認会計士登録
	1988年 1月	センチュリー監査法人 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) 代表社員
	2011年 7月	岩原公認会計士事務所設立(現任)
	2020年 6月	当行社外監査役(現任)
	2025年 4月	流山市監査委員(現任)
	(重要な兼職の状況)	
	流山市監査委員	

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として長年培ってきた財務及び会計に関する幅広い専門知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を活かし、財務リスクや企業会計の観点から有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は現在当行の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

### 独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏がコンプライアンス室長等を務めておられた新日本有限責任監査法人(現 E Y 新日本有限責任監査法人)へ会計監査報酬等の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該法人収入の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。



候補者番号 と べ と も こ

**4 戸部 知子** (1957年1月19日生)

新任

社外

独立

所有する当行の株式数	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)	
0株	1980年 4月	千葉県庁入庁
	2013年 4月	同商工労働部経済政策課長
	2014年 4月	同商工労働部次長
	2015年 4月	同生活安全・有害鳥獣担当部長
	2016年 4月	同労働委員会事務局長
	2017年 4月	日本赤十字社千葉県支部事務局長
	2020年 6月	当行社外取締役(現任)

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

千葉県及び日本赤十字社における職務を通じて培ってきた豊富な知識や経験を有しております。その知識と経験を当行の経営や地域振興分野への取り組みについて有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

### 独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が労働委員会事務局長等を務めておられた千葉県と当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同県へ寄付を行っております。また、千葉県支部事務局長を務めておられた日本赤十字社と当行の間には預金取引があり、当行から同社へ寄付を行っております。2025年度の取引額は、いずれも、当該取引先歳入又は経常収益の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。



候補者番号 たむら まりこ

**5 田村 麻理子**

(1965年2月18日生)

新任

社外

独立

所有する当行の

株式数  
0株

**略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)**

1987年 3月 株式会社帝国ホテル入社  
 2016年 4月 同人材育成部長  
 2018年 4月 同内部統制部長  
 2021年12月 同内部監査部長  
 2023年 4月 同執行役員内部監査部長  
 2024年 6月 同常勤監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社帝国ホテル常勤監査役

(注)田村麻理子氏の戸籍上の氏名は、新田麻理子であります。職務上使用している氏名で表記しております。

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

株式会社帝国ホテルの人材育成部長、執行役員内部監査部長を経て、2024年6月より常勤監査役を務めており、公認内部監査人及び公認不正検査士の資格を取得するなど、内部監査に関する豊富な知識や経験を有しております。その知識と経験を企業経営の健全性だけでなく、顧客サービス向上に向けた有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

**独立性について**

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が執行役員内部監査部長等を務めておられた株式会社帝国ホテルへ施設使用料の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。



候補者番号 むかいば た る み こ

# 6 向畑 留美子 (1978年8月3日生)

新任

社外

独立

所有する当行の 株式数 0株	<b>略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)</b>
	2005年10月 山崎総合法律事務所入所 弁護士登録
	2011年 1月 安部・向畑・鈴木法律事務所設立
	2018年12月 クオンリンケージ法律事務所設立(現任)

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として長年培ってきた法令に関する幅広い専門知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を企業法務やコンプライアンスの観点から有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

## 独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、当行から同氏へ相談業務における報酬の支払いがありますが、2025年度の取引額は100万円未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩原淳一、戸部知子、田村麻理子及び向畑留美子の4氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお当行は4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 監査等委員である取締役候補者の責任限定契約について  
岩原淳一、戸部知子、田村麻理子及び向畑留美子の4氏が選任された場合、当行は4氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
※当行は本総会にて第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員会設置会社へ移行した際は、役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役及び執行役員となります。
5. 田村麻理子氏の戸籍上の氏名は、新田麻理子であります。職務上使用している氏名で表記しております。

## 〈ご参考〉 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。
  - （1）上記1から4までに該当する者。
  - （2）当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。  
ただし、個人の場合は、当行より直近1年間で1,000万円以上の支払がある者。

（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。

（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。

（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。

（注6）二親等内の親族。

## 〈ご参考〉スキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が承認された場合の各役員の専門性は、下記のとおりです。

なお、下記の一覧表は各取締役の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。







































氏名 役職	取締役						
							
	熊谷 俊行 取締役会長	藤田 剛 取締役頭取 (代表取締役)	藤崎 一男 取締役専務執行役員 (代表取締役)	山崎 資郎 取締役 常務執行役員	深山 孝夫 取締役 常務執行役員	笹川 証 取締役 常務執行役員	上西 京一郎 取締役 (社外取締役)
企業経営 組織運営							
金融 財務・会計							
法務 リスクマネジメント							
地域営業 地方創生							
市場運用							
IT デジタル							







社外取締役の割合

7名／15名

女性取締役の割合

3名／15名

取締役（監査等委員）							
							
三枝 紀生 取締役 (社外取締役)	山本 二雄 取締役 (社外取締役)	稗田 一浩 取締役 (監査等委員)	尾池 伸一 取締役 (監査等委員)	岩原 淳一 取締役(監査等委員) (社外取締役)	戸部 知子 取締役(監査等委員) (社外取締役)	田村 麻理子 取締役(監査等委員) (社外取締役)	向畑 留美子 取締役(監査等委員) (社外取締役)
							
							
							
							
							
							

 : 企業経営 組織運営  : 金融 財務・会計  : 法務 リスクマネジメント  : 地域営業 地方創生  : 市場運用  : IT デジタル

## 第5号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2011年6月29日開催の第105期定時株主総会において、年額480百万円以内と株主の皆様にご承認をいただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、これまでの同業他社の報酬水準及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、年額400百万円以内（うち、社外取締役の報酬の額は年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、用語の変更等をする予定です。

本議案は、当行の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、本議案の内容は委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬等諮問委員会が当該変更後の方針を踏まえて協議したうえで、取締役会において決議を行っていることから、相当であると考えております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の員数、経済環境、市場動向及び他社水準等を考慮して、年額122百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、経済環境や市場動向、他社水準等と比較して妥当であり、また、監査等委員である取締役に求められる職責の拡大等を勘案した水準であり、相当な内容であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役は4名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）を対象とした、役位及び業績目標の達成度等に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象期間の途中（現在の対象期間は2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度）において、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）と併せて、以下「取締役等」という。）に対して、本制度に基づく報酬枠を改めて設定することとし、本議案のご承認をお願いするものであります。

この報酬枠は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴いご承認をお願いするものであり、本制度に係る実質的な報酬額等の内容は、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会においてご承認をいただいた内容と実質的に同一であり、本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針をご承認いただいた内容と整合するよう変更を予定しておりますが、本議案の内容は委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬等諮問委員会が当該変更後の方針を踏まえて協議したうえで、取締役会において決議を行っていることから、相当であると考えております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は6名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は18名となります。

なお、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には執行役員に

対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は（2）以降のとおり。）

①本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）</li> <li>・当行の執行役員（国内非居住者を除く）</li> </ul>
②当行が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とし、対象期間ごとに440百万円を上限</li> </ul>
③取締役等に交付等が行われる当行株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、353,000ポイント（1ポイントは当行株式1株）</li> </ul>
④当行株式の取得方法（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行株式は株式市場または当行（自己株式処分）から取得予定</li> <li>・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2026年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.29%</li> </ul>
⑤業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎事業年度の中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて変動</li> </ul>

⑥当行株式等の交付等の時期（下記  
（4）のとおり。）

・取締役等の退任時（取締役等が死亡した場合は死亡時）

## （2） 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。当初は、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までを対象期間とします。

当行は、対象期間ごとに440百万円を上限とする金員を、当行の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。当行は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、440百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、440百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当行株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

## （3） 取締役等に交付等が行われる当行株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役等に対して、毎事業年度における役位及び中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて一定のポイントを付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役等の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

当行の取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、353,000ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

#### **(4) 取締役等に対する当行株式等の交付等の方法及び時期**

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの80%（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当行株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が信託期間中に死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となった場合は、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を、当該取締役等が受けるものとします。

#### **(5) 本信託内の当行株式に関する議決権**

本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### **(6) その他の本制度の内容**

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上